

受託団体補償金分配規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」という。）の授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）分配規程（以下「SARTRAS 分配規程」という。）に基づき、SARTRAS と分配業務委託契約を締結した分配業務受託団体である一般社団法人出版者著作権管理機構（以下「本法人」という。）が、別途 SARTRAS と本法人の間で取り決めた本法人が分配を受託する範囲の補償金（以下「本法人受託補償金」という。）の分配に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「規程第3条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う SARTRAS が定める授業目的公衆送信補償金規程（以下「補償金規程」という。）第3条に基づく補償金の額（消費税法及び地方税法に規定する消費税等に相当する金額（以下「消費税等」という。）を含まない。）をいう。
- (2)「規程第4条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う補償金規程第4条に基づく補償金の額（消費税等を含まない。）をいう。
- (3)「利用報告」とは、本法人が、SARTRAS から受領した著作物等の利用実績に係る報告をいう。
- (4)「分配資料」とは、本法人が、利用報告を著作物等毎に分配に必要な権利に関する情報に整備した資料をいう。

2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(本法人受託補償金の分配等)

第 3 条 本法人は、本法人受託補償金の分配を、SARTRAS から受領した利用報告を基に整備する分配資料に基づき、次の各号に定める手順により行う。

(ア) 分配資料記載の規程第 3 条補償金分配額及び規程第 4 条補償金分配額のうち、分配資金の合計額を、SARTRAS 所定の書式により分配明細等の資料を付して SARTRAS に対し、消費税等を必要に応じて加算のうえ請求する。

(イ) 前号の請求の時期は SARTRAS が別に定めるところによる。

(ウ) 前項の請求に基づき SARTRAS から受領した分配資金から、本規程第 6 条に定める管理手数料を控除した後、該当の権利者に、次条に定める分配期に分配する。

(エ) 分配にあたり、1 著作物等に複数の権利者が存在している場合で権利者毎の分配率の届出を受けていないときは、当該権利者の数で分配額を按分する。

(オ) 分配の際、権利者宛てに分配の明細を発行する。

(カ) 権利者が本法人受託補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合の当該権利者宛分配金は SARTRAS に返金する。

2 連絡先不明の場合の取扱いは、SARTRAS 分配規程第 13 条による。

(本法人受託補償金の分配期)

第 4 条 各事業年度に収受した本法人受託補償金の分配期は、SARTRAS より本法人受託補償金を受領した月の翌月から 6 カ月以内で、本法人が理事会で定める月とする。

(自主申告の場合の取扱い)

第 5 条 権利者から、分配資料に掲載のない当該権利者の著作物等（掲載があるかないかであり、1 件であるか複数件であるか、あるいは利用教育機関が単数であるか複数であるかを問わない）について、教育機関が利用した事実につ

き申し出を受ける場合の方法は次のとおりとする。

(ア) 本法人は、SARTRAS 所定の書式による申し出及び証憑書類の提出を当該権利者より受ける。

(イ) 本法人は、必要があると認める場合は当該教育機関の意見を聞くことを SARTRAS に求めるなどして内容を審査する。

(ウ) 申し出の内容が確認できた場合は、SARTRAS が教育機関に利用報告に記載することを依頼している当該著作物等及び関連する情報を、申出を受けた年度の利用報告（ただし、当該年度の利用報告に基づく分配限度額確定後の申出については翌年度の利用報告）に加えるよう、SARTRAS に求める。

(管理手数料)

第 6 条 本法人受託補償金の分配にかかる管理手数料（以下「管理手数料」という。）率は、本法人が SARTRAS より受領する本法人受託補償金総額の 30% の範囲内において、本法人理事会が定めた率とする。

2 前項の管理手数料は、本規程第 4 条に定める本法人受託補償金の分配期に規程第 3 条補償金分配額に含まれる本法人受託補償金及び規程第 4 条補償金分配額からそれぞれ控除する。ただし、管理手数料の支出の必要がある場合には、本法人理事会の決議を経て、前項の率により得られる額の範囲内で事前に控除することができる。

3 SARTRAS 分配規程第 11 条第 4 項に定める管理手数料の額は、SARTRAS 分配規程第 8 条第 3 項により翌事業年度の共通目的基金に組み入れられることとなる額の 30% の範囲内において、本法人理事会が定めた率とする。

(情報公開)

第 7 条 本法人は次に掲げる事項を遅滞なく公開する。

(ア) 本規程（定めたとき、または変更したとき）

(イ) 管理手数料率（定めたとき、または変更したとき）

(ウ) 管理手数料の額を含む本法人受託補償金分配の収支に関する報告書（事

業年度終了後 3 カ月以内)

(実施細則)

第 8 条 本規程に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、本法人理事会が制定する細則で定める。

附則

(実施期日)

1 本規程は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。